

高浜発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに関して関西電力株式会社から提出された文書の変更について

令和2年5月28日

原子力規制庁

標記の件に関して、関西電力株式会社から、以前提出された文書（参考1）において高浜発電所3号機の次回定期検査を令和2年8月2日から開始するとしていた点について、現在実施中の定期検査で確認された蒸気発生器伝熱管の損傷に係る点検状況を踏まえ、現在の冷温停止状態を特重施設等の使用前検査に合格するまで継続するとして、これを反映した文書（別紙1）が提出されたので報告する。

<資料一覧>

- 別紙1 「高浜発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について」の変更について（2020年5月14日付け関原発第98号）
- 参考1 高浜発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（2020年1月29日付け関原発第481号）
- 参考2 特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について 一部抜粋（令和元年度第39回原子力規制委員会資料3）

関原発 第 98 号  
2020年 5月14日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 森本孝

「高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が  
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について」の変更について

2020年1月29日に提出した「高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（関原発 第481号）」について、高浜発電所3号機の定期検査の状況を踏まえ、別紙のとおり変更いたします。

別紙 高浜発電所3号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応の変更

## 高浜発電所3号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応の変更

高浜発電所3号機について、以下の通り定期検査開始日を変更する。

## 【変更前】

## 1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第25回定期検査	2020.8.2	2020.8.3

## 【変更後】

## 1 定期検査開始日

2020年1月6日より第24回定期検査を開始し、現在、冷温停止状態<sup>\*</sup>にあるが、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第24回定期検査	2020.1.6	2020.8.3

※ 保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること

## (理由)

高浜発電所3号機については、2020年2月18日に発生した蒸気発生器伝熱管の損傷に伴い、損傷の原因調査及び対策の検討を実施しているが、今後点検範囲を拡大し調査を実施するため、対策完了までには一定の期間を要する見込みである。これにより現在実施中の第24回定期検査中に特重施設等の経過措置期間が満了する日を迎えることから、定期検査の開始日を変更する。

以上

関原発第481号  
2020年1月29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂

高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が  
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

高浜発電所3, 4号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備(3系統目)(以下「特重施設等」という。)が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 高浜発電所3, 4号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以上

## 高浜発電所 3, 4 号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

## 1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第25回定期検査	2020.8.2	2020.8.3
4号機 第23回定期検査	2020.10.7	2020.10.8

## 2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態<sup>※</sup>とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

※ 保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること

## 3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以上

特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する  
九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について

令和元年10月30日  
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年度第36回原子力規制委員会において、原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間が満了する日（以下「満了日」という。）には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠<sup>1</sup>によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない方針等を了承した。

これに関して、別紙1のとおり、令和元年度第35回原子力規制委員会において九州電力株式会社が提出するとしていた資料が提出された。

2. 今後の対応について（案）

川内原子力発電所1，2号機について、満了日には定期検査により使用を停止していることが別紙1によって明らかであるといえる。したがって、川内原子力発電所1，2号機に対して重ねて使用の停止を命ずることはしないこととしたい。

なお、今後、本件と同様の案件において、別紙1と同等の文書が提出された場合には、事業者から提出された文書を速やかに原子力規制委員会に報告する形で処理することとしたい。

[別紙]

別紙1 川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（2019年10月23日九州電力株式会社）

<sup>1</sup> 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。